

見附市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第3号

見附市財務規則の一部を改正する規則

見附市財務規則（昭和39年見附市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第30条第3項第3号本文中「代金及び」を「代金、」に改め、「光熱水費」の次に「及び賄材料費」を加える。

第89条第5号中「嘱託員、」を削る。

別表第1（第3条関係）中「第8項」を「第7項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の見附市財務規則の規定は、令和8年度分の予算の執行から適用し、令和7年度分までの予算の執行については、なお従前の例による。